所管部(局)・課 有明海再生・環境課

法 令 名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号
不利益処分の種類	投光器の使用停止命令	根拠条項	第84条第2項

(1) 処分を行う場合

屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を以下の場合を除き、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用している場合に、処分を行う。

- ・ 法令に基づき使用する場合
- ・ 教育、試験研究又は学術研究にために使用する場合
- ・ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合
- ・ 祭典等の催事の際に、直ちに撤去又は移動できる施設により一時的に使用する場合(営利を目的として誘客又は宣伝のため に行うものを除く。)

基 (2) 処分の内容、程度

投光器の使用の停止を命ずる。

淮

処

分

対応	1 弁明の機会の付与	処理 有明海再生・環境課	交付 有明海再生・環境課	目次	
区分	・ 2 聴聞の実施	機関	機関	NO	